

2015 年若手研究者交流事業（長期招聘） （Summer Program）の選考について

科技部及び公益財団法人交流協会の共同選考による若手研究者交流事業（長期招聘）（Summer Program）の説明

- 一、台日間の学術及び科学技術分野における交流と協力を強化し、博士課程在学中の学生の学術研究の視野を広げるため、科技部（前身は行政院国家科学委員、以下、当部）と公益財団法人交流協会が 2003 年より実施しているプログラムで、双方が選考した 15-20 名の博士課程（日本人は修士を含む）在学中の学生が夏期休暇期間中に相手国で研究活動を行うもの。

- 二、台湾側の応募者資格：
応募者は下記の資格・条件を満たさなければならず、その資格条件は応募締切日を認定基準とする：
 - （一）国内に戸籍を有する中華民国国民で、年齢が 35 歳以下の者（女性応募者のうち、この年齢に達するまでに出産・育児を経験した者は、子供一人につき二年間の年齢上限の引き上げが可能。ただし、証明書類を添付すること。）。
 - （二）日本の第四期科学技術基本計画に掲げられた震災復興（再生）、グリーンイノベーション、ライフイノベーション及び半導体、IT 技術、生命科学、防災、環境保護・エネルギー、ナノテク及び材料、医療介護器具開発、都市工学の領域に限る。また、岩手県、宮城県及び福島県の三県を研究先とした申請者を優先する。
 - （三）国内の国公立大学・学院（以下、推薦機関）に在学している博士課程の学生で、下記の条件を満たす者：
 1. 休学しておらず、博士の学位を取得するまでに出国し、研究を完了できる者。
 2. 今回の訪日研究期間中、日台の学校間で締結している交換学生の身分に属していない者。
 3. 全職者訓練人員（正規雇用の社会人学生を指す。正規雇用と同様の福利厚生を受けている派遣職員も含まれる。）に属していない者。
 4. 本計画の助成を受けたことがない者。
 5. 事前に自ら日本の研究機関と宿泊先に連絡をとり、日本の指導教官の受入同意を得ている者。

三、台湾側の応募手順：

(一) 応募書類：応募者は下記の書類一式を3部ずつ取り揃え、まとめて推薦機関に提出すること。

1. 当部指定の「博士課程院生夏期訪日研究助成計画 (Summer Program) 申請書」。
2. 大学及び大学院に在学中の成績表。
3. 最近5年以内に発表した学術著作 (3本以内)。
4. 日本の研究機関の同意書 (日本の研究機関の性質は学術研究機関であること；受入同意書は当部の作成した「受入同意書」フォームに記入すること。少なくとも、3部のうちの1部にはオリジナルのものをつけること。日本の指導教授の他、同受入機関または研究科の長の同意も必要。但し、当該機関の規範等のために機関長または研究科の長の公印を得られない場合、「受入同意書」の余白にその理由を記入すれば、公印は免除する)。

個人で直接当部に応募してきた者、応募書類が揃っていない者、或いは規定に合致していない者の応募については受理しない。

(二) 推薦機関：

推薦機関は、応募者の資格・条件が規定に符合し、提出書類に不備がないことを検査・確認した上で同書類を当部に送付すること。

四、応募期間：

2014年11月1日から2015年1月9日まで。

五、審査及び結果発表日：

(一) 審査方法：

日台双方の専門家・学者により資格及び学術審査を行う。

(二) 審査の重点：

応募者の在学成績表、学業上のパフォーマンス、研究計画の実行能力、日本の研究機関及び指導教官の適切性、研究テーマの潜在的な発展性。

(三) 結果発表日：2015年4月30日までに発表。

六、助成期間：

8週間 (56日間) とし、訪日期間は毎年7月から8月までとする。

七、助成費用：

(一) 当部による助成：

1. 往復航空券代：

エコノミークラスの渡日直行便往復航空券、新台湾ドル2万円を上限とする。

2. 日本での研究期間の保険代：

明台産物保険股份有限公司の「公的国外赴任出張人員総合保険」代、助成期間は日本への出発日当日より起算し、新台湾ドル1,538円を上限とする。

上記1.及び2.の費用は帰国後の精算払いのため、助成を受ける者は自ら航空券の予約と保険契約を行い、その費用を立て替えること。

(二) 日本側の助成：

1. 滞在費は一日8,500円。

2. 日本国内の研究旅費(60,000円)及び受入機関への研究補助費(100,000円を上限とする、実費支給)。

受入機関への研究補助費は、採用者が提出する日本の受入機関の請求費用をもとに支給する。

(日本側の補助費用のうち、一部の生活費を出発前の台湾での説明会開催時に支給する。残額は、採用者が日本に到着した後、交流協会から為替で郵送されるので、研究地の郵便局で現金に換金して使用すること。)

八、注意事項：

(一) 応募者は日本の研究機関による同意書の交付期限に特に留意しなければならない。日本では各機関により交付手順及び交付までの所要期間が異なるため、できるだけ早めに連絡し手続きに取り掛かること。

(二) 採用者の結果発表日より発生した権利及び義務(在日研究期間、経費の精算、報告の提出などを含む)については、当該採用者の推薦機関が指導責任を負わなければならない。

(三) 採用者は採用確定後、同年の7月1日から7月15日までの間に、日本の研究機関に出向き、関連手続きを行うこと。期限に遅れた場合は、当該助成を受ける権利を放棄したものとみなす。なお、採用者は、当部及び交流協会の同意がない限り、研究機関の変更や研究期間の短縮あるいは延長をしてはならない。事前に当部及び交流協会の同意を得ずに無断で研究計画内容を変更した場合、あるいは事後検証で確実に規定に合致しないことがあった場合、一切の費用の助成が受けられなくなり、すでに受領済みの費用に関しては返済を求められる。

(四) 採用者は、日本での研究期間を終了し、帰国後2ヶ月以内に、推薦機関の長を通じて航空券の控え、搭乗券の半券、旅券代理店の代金引換

領収書及び保険料の領収書（以上いずれも正本）、渡日に関する中国語報告書 2 部（製本したもの）及びそれらを関係者が審査・捺印した書類を添えて当部に送付し、助成費用の精算処理を行うこと。なお、これとは別に、交流協会提出用の英文報告書 3 部及び中国語報告書 2 部について送付すること。

(五) 本事業には日本語版の説明文があるので、日本側の受入機関に参考として提供することができる。（注：この日本語訳文のことを指す。）

九、連絡先：

科技部科教国合司 鄭慧娟

TEL:02-27377472 E-mail:hccheng1@most.gov.tw